

許可番号 03154004313

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 JFE環境株式会社

代表取締役 櫻井 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成26年11月 4日

許可の有効年月日 平成31年11月 3日

1. 事業の範囲

別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無

鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

無



別紙

1. 事業の範囲

・廃ポリ塩化ビフェニル等（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの及びポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等1キログラムにつき5000ミリグラム以下のものに限る。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの、汚泥、紙くず、木くず、又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず、繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5000ミリグラム以下のもの、廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5000ミリグラム以下のもの、又は金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1キログラムにつき5000ミリグラム以下のものに限る。）

以上2品目、いずれも積替え保管を除く。

